

所沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例（素案）について

○条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 12 日公布）によって、生後 6 か月から満 3 歳未満の保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず利用することができる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。

事業を実施するにあたっては、その設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに市町村が条例で定めることとされています。

本市においても事業を実施する予定であることから、「所沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものです。

こども誰でも通園制度とは？

参考出典：こども家庭庁ホームページ

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

こども誰でも
通園制度

対象者…保育所等に通っていない 0 歳 6 ヶ月～満 3 歳未満

利用方法…月一定時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用可能

○条例制定の基本的な考え方

条例の制定にあたっては、過剰な義務付け等の上乗せは基本的に行わずに、次に掲げる独自の基準を除いて国の基準と同様とすることを検討しています。また、この事業には、保育所等の定員とは別に定員を設定する「一般型」と保育所等の空き定員を活用して実施する「余裕活用型」があり、「余裕活用型」の基準については、保育利用児童の保育の質に影響がないよう、埼玉県や所沢市の条例で定める基準と同様の基準とすることを検討しています。

条例で定める基準の事項	市の基準（案）
最低基準の目的	国の基準のとおり
最低基準の向上	
最低基準と乳児等通園支援事業者	
乳児等通園支援事業の一般原則	
非常災害対策	
安全計画の策定等	
自動車を運行する場合の所在の確認	

乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件	乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件に、暴力団員及び暴力団関係者でないことを独自に追加する。 ●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ●所沢市暴力団排除条例
乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	国の基準のとおり
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	国の基準のとおり
虐待等の防止	
衛生管理等	
食事	
乳児等通園支援事業所内部の規程	
乳児等通園支援事業所に備える帳簿	
秘密保持等	
苦情への対応	
乳児等通園支援事業の区分	
設備及び職員の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業における設備の基準を、施設・事業所の区分に応じた県条例及び市条例に従うものとする。 ●保育所…児童福祉法施行条例（平成 24 年埼玉県条例第 68 号） ●認定こども園…埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 18 年埼玉県条例第 67 号） ●家庭的保育事業等を行う事業所…所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 43 号）
乳児等通園支援の内容	国の基準のとおり
保護者との連絡	
電磁的記録	

○その他

この条例の施行に伴い、関係する規則等の整備及び改正を行います。

○施行期日

令和 7 年度中に施行する予定です。